

「就学事務の手引」（令和4年3月改訂 鳥取県教育委員会）

改訂の概要について

【改訂の目的】

令和3年6月に文部科学省より示された「障害のある子供の教育支援の手引」をもとに、障がいのある子どもの「教育的ニーズ」を整理するための考え方や、就学先の学校や学びの場を判断する際に重視すべき事項等、障がいのある子どもやその保護者、市町村教育委員会を始め、多様な関係者が多角的、客観的に参画しながら就学を始めとする必要な支援を行う際の基本的な考え方にに基づき、就学の手続き等についてまとめた。

【主な改訂点】

項目	改訂点
1 教育支援について	※「障害のある子供の教育支援の手引」（令和3年6月文部科学省）をもとに、就学に関する内容を記載 ※特に重要な部分を下線で明示
2 認定特別支援学校就学者に係る手続きについて	
（10）区域外就学 ③県内から県外の特別支援学校へ就学する場合	※対象となる児童生徒を明記 ※退院等の場合について追記
（11）認定特別支援学校就学者に係る学齢簿の加除訂正の通知	※新たに追加
3 鳥取県就学支援分科会審査要項及び資料様式等	
・資料様式1（個人調査書）	※「特別支援教育の手引」（令和4年3月改訂 鳥取県教育委員会）に例示されている個別の教育支援計画をもとに項目を見直し ※“体験入学の状況”、“本人・保護者の就学に関する考え等”を記入する際の留意事項を追記
・資料様式2-1～2-5（障がい種別の診断書）	※押印欄を削除
・資料様式2-3（知的障がい/自閉症・情緒障がい用診断書）	※知能（発達）検査は、医師の判断で必要に応じて実施 ※参考となる心理検査等について記入する欄を追加
・様式1～8	※すべて公印省略
・様式7-1～7-3	※区域外就学に関する手続きについて、対象となる児童生徒を明記
5 参考資料	※新たに追加
・鳥取県教育支援チームについて ・資料提出時のチェックポイント ・医療機関受診時の問診票等の活用について	